



2017年度「スポーツ振興くじ助成」 パドルテニス公認指導者養成事業概要

日本パドルテニス協会
担当責任者 永盛雅人

I. 事業概要

1. 事業名 パドルテニス公認指導者養成講習会および資格認定検定会

2. 事業主旨

昨年度に引き続き、日本パドルテニス協会（以下NPTA）は日本スポーツ振興センターの助成金を得ることにより、指導者養成のための定期的な講習会・資格認定検定会事業を全国的に実施する。この事業は、地域協会主催で開催する普及講習会やパドルテニス教室がNPTAの求める水準を満たすよう、各地域協会の指導者を養成することを第一の目的とするが、複数年継続の段階的な事業とすることにより、受講者および受検者の中から資格認定検定員を育て上げることを目指すものである。

3. 主催 日本パドルテニス協会

4. 共催 都道府県パドルテニス協会もしくは都道府県を代表する団体

5. 実施方法

1) 実施期間 2018年2月25日までに事業終了

2) 現状による改定点

昨年初年度の当初の計画では、複数都道府県を対象にNPTAに加盟する地域協会所在地により全国を6ブロックに分割し、指導者養成講習会ならびに資格認定検定会を年1回程度開催するものとしていたが、対象となる受講者の居住エリアが広範囲となり開催日の調整や開催施設の確保が困難であったため、各都道府県単独募集も可能とする。

また、収益配分については、一般教室を実施せず、検定会参加人数が少ない場合、都道府県協会の負担が増すことから、本年度よりすべての収益合計額についての比率に改定する。

3) 担当講師 永盛雅人（NPTA公認プロコーチ・公認資格検定員）、
他 公認指導員

4) 開催候補地 各都道府県協会所在地

6. 基本実施条件

1) 指導者養成講習会参加料および検定会受検料は、原則として2,000円とする。

2) 実施現場でのバナー設置、募集要項等の印刷物やホームページコンテンツ作成などへロゴマークを記載する。

3) 指導者養成講習会実施時間は、原則として実技＋講義の構成により3.5時間以上とする。

4) 本事業における実施時間は、30分単位で設定し、一日あたり6.5時間を超過しない。

5) 一般ユーザーを対象とした教室や講習会開催については、相談に応ずる。

- 6) 募集においては、隣接都道府県にも行うことを妨げない。
- 7) 精算に当たっては、NPTAの指定する金融機関を利用する。

II. 業務分掌と基本収支配分

1. 業務分掌

1) NPTA

- ・指導者養成講習会および資格認定検定会の内容決定と担当講師の派遣、助成金事業会計。

2) 都道府県協会もしくは団体

- ・講習会および検定会内容以外の開催に関わる実務全般。
- ・資格認定検定会開催については、別紙「公認資格認定検定会開催手順」に準拠する。

2. 収益配分

1) NPTA 収益合計の 60%

2) 都道府県協会もしくは団体 収益合計の 40%

3. 助成金対象支出限度額

1) 担当講師料および運営担当料

- ・講義（テキスト等使用） 12,000 円（講義 1H あたり）
- ・実技指導担当者 10,000 円（2H 以上/1 日）
- ・実技指導アシスタント 5,000 円（2H 以上、4H 未満）
- ・現地運営担当者 1,000 円（1H あたり）

2) 講師旅費交通費

（片道 20km 以上）（出発地と同一市町村を除く）

（居住地～用務地間の駅・バス停を起点・終点として算出）

- ・鉄道費 （次のア～オの合計額）

ア 旅客運賃

イ 普通急行運賃（当該列車乗車区間が片道 50km 以上の場合）

ウ 特別急行列車料金（当該列車乗車区間が片道 60km 以上の場合）

エ 新幹線特別急行列車料金（当該列車乗車区間が片道 100km 以上の場合）

オ 座席指定料金（当該列車乗車区間が片道 60km 以上の場合）

- ・航空機 最下位の級の旅客運賃

- ・船 賃 （次のア・イの合計額）

ア 旅客運賃 運賃の等級が 3 階級の船舶は、中級の運賃。

イ 旅客運賃 運賃の等級が 2 階級の船舶は、下級の運賃。

- ・車 賃 公共交通機関による移動が困難な場合、もしくは車輛を使用することにより運搬費が減額できる場合のみ対象。

有料道路代を含み、37 円（1km あたり）を支給する。

3) 宿泊費

- ・1 日につき上限 10,000 円

4) 施設賃料

- ・ 本事業の会場として使用する体育館や諸室等の利用料。原則として当日設営・撤収。

4. 基本支出配分

1) N P T A

- ・ 前項(Ⅱ-2)に定める担当講師への謝金、旅費交通費、宿泊費、施設賃料の助成金対象限度額（くじ助成金適用）。
- ・ 助成金限度額を超過した講師料および宿泊費全額。
- ・ 講習会・検定会使用ネットセットおよびボール送料（共催団体で用意できない場合：くじ助成金適用）
- ・ コート設営に要するラインテープ（N P T A 取扱い品限定）とその送料。

2) 開催地域協会

- ・ 事務消耗品費、他前項に定めるN P T A 負担経費以外の費用。

以上